

# 「関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案」について

平成 22 年 2 月  
財 務 省

## 1. 法律案の概要

### (1) 暫定税率の適用期限の延長

- 今年度末に適用期限の到来する暫定税率（415 品目）の適用期限を 1 年間延長する。

### (2) 特別緊急関税制度等の適用期限の延長

- 今年度末に適用期限の到来する特別緊急関税制度（米、乳製品等、ウルグアイ・ラウンド合意で関税化された 146 品目が対象）の適用期限を 1 年間延長する。
- 今年度末に適用期限の到来する牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限を 1 年間延長する。（牛肉についての発動基準の特例(注)を含む。）

(注) 牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準を B S E 発生前の水準（平成 14 年度及び平成 15 年度の輸入数量実績の平均値）とする特例

### (3) 水際取締り強化等のための罰則水準の見直し

- 関税ほ脱罪、禁止品輸出入罪等に係る罰則水準を引き上げる。

### (4) A E O 制度の整備

- A E O 倉庫業者及び A E O 通関業者が A E O 事業者であることを自主的にとりやめるための届出手続を整備する。

(注) A E O 制度: 国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、認定事業者（Authorized Economic Operator）に対して税関手続の特例を認める制度

## 2. 施行日 平成 22 年 4 月 1 日～